

令和5年度第2回監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象部局

(1) 病院事務局

総務課、医事課

(2) 教育部

社会教育課、文化財保存活用室、自然遊学館、善兵衛ランド、
スポーツ振興課、青少年教育課、青少年センター、
青少年人権教育交流館

(3) 公平委員会事務局

(4) 監査委員事務局

(5) 固定資産評価審査委員会

3 監査の実施時期

令和5年11月1日～令和6年2月26日

4 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後

の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 病院事務局

① 総務課

職員の人事に関する事務、契約関係事務及びたな卸関係事務について実施。

ア. 医療情報システム管理業務委託契約などの支出負担行為伺書兼起案書において、決裁権者である病院事業管理者の決裁がなされていなかった。

② 医事課

医業収益の調定・請求に関する事務、料金の収納に関する事務及び情報提供・発信に関する事務について実施。

ア. 水牛製の市立貝塚病院之印証専の様式が市立貝塚病院公印規程別表と異なっていた。

(2) 教育部

① 社会教育課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

② 文化財保存活用室

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 自然遊学館

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

④ 善兵衛ランド

所管する事務事業全般について実施。

ア．契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ．使用料の減免は課長の専決事項とされているが、館長決裁で処理されていた。

⑤ スポーツ振興課

所管する事務事業全般について実施。

ア．契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

⑥ 青少年教育課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

⑦ 青少年センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

⑧ 青少年人権教育交流館

所管する事務事業全般について実施。

ア．使用料の減免は課長の専決事項とされているが、館長決裁で処理されていた。

(3) 公平委員会事務局

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(4) 監査委員事務局

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(5) 固定資産評価審査委員会

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア. 病院内保育所と病院公舎について、現状利用者数も限定的であり、投入資金に比べ効果は小さく投資効率が低いと言える。中途半端に運営を続けるのではなく、一時的資金の投下を必要とするとしても、人材確保のツールとして使うなり、より有効的な活用を検討されたい。

イ. 貝塚市の広報活動に関して、Y o u T u b eなどのSNSを積極的に活用している部署がある。各部署のたまたまできる職員の創意に依存するのではなく市全体としてY o u T u b eの活用を位置づけ、SNSに詳しい専任の専門家などを配置するなど、国内外に情報発信し、貝塚市の魅力をPRすることを検討されたい。